

# ◆◆ 修学支援新制度について(11月申込用簡易版)◆◆

経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう、国による授業料等の減免と日本学生支援機構の給付型奨学金により、意欲のある学生の皆さんの「学び」を支える制度です。

家計の経済状況及び学業成績等の要件を満たす場合には、2020年4月からの授業料が一部減免されるとともに、給付型奨学金が受けられます。

## 1. 授業料減免額及び日本学生支援機構〈給付型〉奨学金額

マイナンバーの提出後、日本学生支援機構が2018年度の経済状況により区分(第Ⅰ～第Ⅲ)を認定します。その区分により、授業料減免額及び給付型奨学金額が決定されます。

	授業料減免(年額)	給付型奨学金(月額)	
		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 370,000～700,000円	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 246,700～466,700円	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	納付すべき授業料(※)に応じて 123,400～233,400円	12,800円 (14,200円)	25,300円

※納付すべき授業料の金額については、本学庶務課から保証人住所宛に年2回(7月頃及び2月頃)お知らせしている「学費・その他納入金について」通知文を確認してください。

- ・納付すべき授業料の金額に関わらず、給付型奨学金額は区分により決定されます。
- ・第Ⅰ区分は授業料全免(上限あり70万円)、第Ⅱ区分は授業料2/3減免、第Ⅲ区分は授業料1/3減免になります。
- ・学費は「授業料と教育充実費」で構成されています。全免認定の場合も、上限を超えた授業料及び教育充実費、諸費納入のご負担があります。
- ・給付型奨学金自宅通学( )内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人の金額です。

### 自宅外通学とは・・・

学生が生計維持者のもとを離れて(生計維持者の単身赴任は含まない)家賃を払って生活していることをいい、次のいずれかに該当することが必要です。

- ①実家(生計維持者いずれもの住所)から通学する場合(②～④において同じ)、大学までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②大学までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③大学までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④大学までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以内(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合

採用後、現況届の提出の際に自宅外通学であることを証明する書類(賃貸借契約書等)について提出が必要となります。

※機構により、自宅外通学の条件に相当するか否かが審査されます。

## 2.併給制限について

### 日本学生支援機構〈貸与型〉第一種奨学金

第一種奨学金(無利子)を受けている人が、修学支援新制度の給付型奨学金に採用された場合、以下のとおり現在の月額から減額(または増額)されるので注意してください。

第Ⅰ区分、第Ⅱ区分においては、自宅通学・自宅外通学を問わず0円となります。

第Ⅲ区分においては、自宅通学は21,700円(20,000円または30,300円)、自宅外通学は19,200円となります。

( )内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人の金額です。( )内の金額の内、どちらかを選べます。

第二種奨学金との併給については、特に制限はありません。

### 国費による以下の支援を受けている場合、授業料減免のみ受けられます

教育訓練支援給付金  
訓練延長給付  
技能習得手当及び寄宿手当  
職業転換給付金  
職業訓練受講給付金  
高等職業訓練促進給付金

いずれも、  
あなた自身が給付を受けている場合です

## 3.申込資格について

以下のいずれも満たす必要があります。

- (1) 家計の経済状況に関する要件、
- (2) 学業成績・学修意欲に関する要件、
- (3) その他の要件

### (1) 家計の経済状況に関する要件

※経済状況に関する要件は日本学生支援機構が情報を収集するため、大学では判定できません。  
収入基準及び資産基準の双方を満たしている必要があります。

#### ①収入基準

区分については、日本学生支援機構へマイナンバー提出後、日本学生支援機構により認定されます。

父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「生計維持者」となり、父または母のみ(ひとり親)の場合は、原則、その人(1名)が「生計維持者」となります。

学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

なお、生計維持者の考え方については、日本学生支援機構ホームページにQ&Aが掲載されています。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

【第Ⅰ区分】	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)
【第Ⅱ区分】	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
【第Ⅲ区分】	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額(★1) = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)(★2) (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。

世帯人数	想定する世帯構成	親①が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			親①が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、親①	229	332	402	131	197	251
3人	本人、親①、高校生	289	391	457	172	241	295
4人	本人、親①、親②(無収入)、 高校生	295	395	461	186	256	305
4人	本人、親①、 親②(給与所得者)、高校生	親①: 295 親②: 115	親①: 336 親②: 155	親①: 409 親②: 155	親①: 169 親②: 115	親①: 195 親②: 155	親①: 246 親②: 155
5人	本人、親①、親②(パート)、 高校生、中学生	親①: 321 親②: 100	親①: 395 親②: 100	親①: 461 親②: 100	親①: 207 親②: 100	親①: 256 親②: 100	親①: 309 親②: 100

注：親①は主たる生計維持者、親②は従たる生計維持者です。

金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

## ②資産基準

本人及び生計維持者の資産合計額が以下の基準額を満たしていることが必要です。

(基準額)

生計維持者が2人+本人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人+本人の場合 1,250万円未満

☆対象となる資産の範囲(土地等の不動産は含みません)

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)
- ・有価証券(株式、国債、社債、地方債等)

資産に関する添付書類は必要ありません。

なお、申請内容に虚偽(偽装離婚、資産の過少申告など)があることが発覚した場合は、支援が打ち切られるとともに、支援を受けた額の1.4倍の返還を求められることがあります。

## ～自分は第Ⅰ～第Ⅲ区分のどれにあてはまりそうか？～

所得要件及び区分の確認には、日本学生支援機構ホームページにある、

「進学資金シミュレーター」を活用してください。氏名や住所等の情報を登録することなくシミュレーションが可能です。入力方法等については、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

または「進学資金シミュレーター」で検索  
ただし、シミュレーション結果はあくまで参考ですのでご承知おきください。



## (2) 学業成績・学修意欲に関する要件

2019年11月の申込時点で、以下の要件を満たすかを確認し、最終的に2020年3月末の学業成績が申込の基準に該当するか2段階で確認し、大学からの推薦を行います。

学年	各学年において、次のいずれかに該当すること	
1年	①高等学校等における評定平均値が <b>3.5以上</b> ②高等学校卒業程度認定試験を合格した者 ③学修計画書により学修意欲が確認できる者	1年修了時は GPA 上位 1/2 以上または 修得単位数が 31 単位以上
2年	①1年修了時のGPAが次に示す、上位 1/2 の数値以上 <b>※説明会においてのみ公表</b> ②1年修了時の修得単位数が <b>31 単位以上</b>	2年修了時は GPA 上位 1/2 以上または 修得単位数が 62 単位以上
3年	①2年修了時のGPAが次に示す、上位 1/2 の数値以上 <b>※説明会においてのみ公表</b> ②2年修了時の修得単位数が <b>62 単位以上</b>	3年修了時は GPA 上位 1/2 以上または 修得単位数が 93 単位以上

**※いずれの場合においても、学修計画書の提出を必須とします**

## (3) その他の要件

以下の①②いずれも満たす必要があります

### ①国籍に関する要件

日本国籍を有する者、外国籍を有する者については法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者

### ②大学等に進学するまでの期間に関する要件

ア 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日（※）までの期間が2年以内の者 ※編・転入学者は編・転入学する前に在学していた学校へ入学した日

[対象となる者の例]

- ・2017年3月に高等学校を卒業 → 2019年4月までに本学へ入学した人
- ・2016年3月に高等学校を卒業 → 2018年4月までに本学へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校を卒業 → 2017年4月までに本学へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校を卒業 → 2017年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学（本学）へ編入学した人

過去に大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく給付型奨学金を受けたことがある者は選考の対象になりません（編・転入学者は別途条件があるのでご相談ください）

イ 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年以内の者

ウ 認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年以内の者

〔対象となる者の例〕

- ・16歳となる2013年度から5年以上経過していない2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに本学へ入学した者
- ・16歳となる2008年度から5年以上経過した2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに本学へ入学した者（5年経過後の2013年度、2014年度に認定試験を受験していることが必要）

## 4.適格認定について（継続基準）

次年度に継続して授業料減免及び奨学金を給付されるに相応しいかをはかるとともに、この1年間が授業料減免及び奨学金を給付されるに相応しかったか、適格認定を行います。

**学力基準による廃止該当者については、やむを得ない事情があると認められない場合は、前回の確認以降支給された奨学金を返還する必要及び減免された授業料を納入する必要があります。**

適格認定にかかる処置について

廃止	給付型奨学金の支給及び授業料減免を打ち切る
停止	1年間、給付型奨学金の支給及び授業料減免を停止する
警告	給付型奨学金の支給及び授業料減免は継続するが、学業成績の向上に努めること
継続	給付型奨学金の支給及び授業料減免を継続する

※警告を受けた翌年も警告の基準にあたる場合は、廃止となります。

### （1）学力基準

修得単位数及びGPAの数値によって、処置が決まります。  
学力基準による「停止」はありません。

修得単位数による基準

当年度の修得単位数が3単位以下で「返還必要な廃止」となります。  
詳細は、採用後の採用者説明会及び継続説明会でお伝えします。

## 重要

4年生終了時にも適格認定を実施します。その際、  
**4年次の修得単位数が3単位以下の場合は、卒業できていても返還必要な廃止**となります。  
計画的に履修登録を行い、単位修得に努めましょう。

- ・4年生終了時の適格認定について、卒業できなかった場合の措置は未定です。

GPAによる基準

各学年終了時のGPAが下位1/4以下の場合、「警告」に該当します。  
単年度の数値を参照する予定で、学科ごとに毎年計算します  
「警告」のみで「廃止」はありません  
※ただし、「警告」は2年連続で「廃止」となります

### （2）家計基準

収入基準または資産基準を満たさない場合、10月からの奨学金の給付及び授業料減免が停止されます。

## ①収入基準

日本学生支援機構はマイナンバーを利用して、毎年夏頃に、所得の状況を確認したうえで、10月からの支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）を見直します。

いずれの区分にも該当しない場合は、当年度の10月から1年間奨学金の支給及び授業料減免を停止します。

## ②資産基準

資産に関する申告（毎年春頃を予定）を求め、基準に該当していない場合は、当年度の10月から1年間奨学金の給付及び授業料減免を停止します。

## (3) その他

- ◆学校処分により、退学または3カ月以上の停学処分を受けた場合は、奨学金の支給及び授業料減免を打ち切り、処分を受けた学年の始期以降の支給分及び減免分を返還する必要があります。【廃止】
- ◆3カ月未満の停学処分又は訓告処分を受けた場合は、奨学金の支給及び授業料減免を停止します。【停止】
- ◆年に数回実施する、インターネットを使用した在籍報告において未報告だった場合、奨学金の支給を停止します。【停止】

## 5.書類の提出～申込情報の入力

- ①大学へ書類を提出します（**学生向け説明会に参加した人**にのみ募集要項を配付済）。
- ②書類と引き換えに申込用のID・PWの交付を受けた後、大学から返却した入力準備用紙コピーを見ながら、スカラネット（インターネット）で申込内容を入力します。スマートフォン入力可。
- ③入力後、受付番号が表示されたら、入力準備用紙コピーとマイナンバー提出書に記入します。
- ④マイナンバー提出書類セットを専用封筒（黄色）に入れて簡易書留（郵便局の窓口で手続きが必要）で郵送します。

## 6.今後のスケジュール（予定）

- 3/13 成績確認** 各学年終了時に申込基準を満たさなかった場合は、推薦は行いません
- 4/初旬 推薦・選考** 経済状況と併せて、日本学生支援機構により選考されます
- 4/21 初回振込** 日本学生支援機構により給付型奨学金が振込されます
- 4/下旬 現況届の提出** スカラネットを通じて通学状況、生計維持者の変更有無について報告します
- 4/下旬～5/中旬 採用者説明会** 採用にあたり、提出が必要な書類等を交付します
- 6月頃 減免認定通知** 前期授業料についての減免認定結果通知を大学より送付します  
減免後の、納付が必要な金額についてお知らせします
- 7月下旬 学費支払(前期)** 減免後の納付が必要な金額を納入していただきます  
納入がない場合は、除籍となります
- 7～8月頃 継続願の提出** 後期分の授業料減免について、授業料減免継続願(紙)を提出します  
継続願がない場合、減免前の授業料を納入していただきます
- 7月・10月 在籍報告** インターネット(スカラネットPS)を通じて在籍報告を行います  
※施行初年度につき、4月以降の予定は変更される可能性があります  
採用後のスケジュールについては、採用者説明会で改めて周知します。

この制度は、国費を財源としています。

あくまでも修学を支援する制度であることに自覚を持ち、支援を打ち切られたり、返還の必要が生じないよう、学業に励んでください。

修学支援新制度に関する問合せ先 大阪商業大学 学生生活課